

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会（第1回）議事録

日時：平成30年7月27日（金）15時35分施

場所：議運・理事会室

- 1 「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」策定について
 - ① 基本計画策定までのスケジュール
 - ② 検討（協議）する項目
 - ③ 策定委員会の進め方
- 2 市民意識調査の結果について
H25.10実施した市民意識調査との比較
- 3 第2次熊本市人権教育・啓発基本計画について
 - ① さまざまな人権問題への取組
 - ② 実施主体ごとの取組
 - ③ 基本計画の推進

【検討（協議）】

 - ① 個別課題の項目整理
 - ② 個別課題等の内容
- 4 その他

〔議事の要旨〕

【鈴木委員長】

只今より、第1回目の第2次熊本市人権教育・啓発計画策定委員会を開催したいと思います。宜しく申し上げます。お手元に配布してあります次第に基づいて議事を進行してまいります。

まず、この策定委員会の使命ですけれども、この第2次熊本市人権教育・啓発基本計画がどのようなもので、どのような性格を持ち、位置づけがどういうものかを各委員と共通認識を持つことから始めていきたいと思っております。基本計画策定にあたっての基本的なことを事務局から説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料1を開いてください。第2次熊本市人権教育・啓発基本計画策定についてです。1番に記載していますが、熊本市人権教育・啓発基本計画とは一言で言いますと人権教育と啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるためのものです。平成21年の3月に初めて策定し、計画期間は10年、そして5年後に見直しをしたものです。計画期間の10年が経過し、来年の4月からの計画を作るという段階にきており、平成31年の3月までには第2次の基本計画を策定するという事にしていきます。計画期間については、今、内部の方で少し短めたらいいのではということ、8年にしてはどうかという議論をしています。計画期間

は短くなりますが、時代の流れもありますので適当かと思っています。補足としまして、先ほど行いました推進会議の説明を記載しております。2番に策定委員会の役割とありますが、この基本計画策定委員会設置要綱の中に基本計画の内容等を検討すると明示されており、これが本委員会の使命となります。3番目には行政内部での策定までのスケジュールを記載しております。本日、第1回の策定委員会を開催し、8月28日に第2回の開催を決定させていただいております。そして、本年10月までには素案を行政内部で作成し、その素案を12月議会に報告をし、報告後にパブリックコメントを実施したうえで、市民の方々の意見を反映させたものを31年の3月の議会に報告をし、ご意見をいただき、最終的な基本計画を3月末までに作成するというスケジュールとなります。次のページをお願いします。基本計画の骨格ということで今現在のものを書いております。第一章には基本計画の策定及び見直しにあたって、第二章には基本計画の基本的な考え方、第三章では様々な人権問題への取組ということで18項目を記載しております。その下の※印にありますように、18項目にはそれぞれ現状と課題、市の取組、今後の方針が記載されております。3ページをお願いします。第四章では実施主体ごとの取組ということで、1番目は市役所・区役所がすべきこと、2番目には家庭に出来る事、最後の8番目にはマスメディアに出来る事といろいろな部署で何が出来るかという事を整理しております。第五章は基本計画の推進ということで、熊本市人権啓発市民協議会と連携した推進や人権擁護員との連携強化、啓発の手法の創意工夫等を記載しております。その他、様々な人権問題に関する補足説明や参考資料として、市民意識調査の結果などを記載しているのが今の計画でございます。

この計画をどうしていくのかをこれから話させていただくのですが、5番目の検討の進め方を一つの案として提示してありますので、協議していただければと思います。検討する部分として第一章から第五章、その他含めて非常に膨大な量になります。第一章、第二章につきましては経過の修正になりますので、委員の皆様には四角でくくった第3章の様々な人権問題の取組を議論していただきたいと思います。さらに第四章と第五章についてもいろいろなお意見を聞きたいと思っています。検討の内容として、18項目並べてありますが、この項目で良いのか、この内容で良いのか、こういうことを書くべきではないのかなど、ご意見をいただきたいと思っています。検討の方法は資料がありますのでそちらの方で説明させていただきます。

スケジュールとしましては、本日の資料の説明と共に少し議論していただきたいと思っております。個別の意見もお聞きしたいのですが、今日配布して初めて見る資料でもありますので、次回の8月28日の第2回策定委員会までにか月の時間がありますので、資料をご覧いただき、ご意見、ご要望を提出いただきたいと思っております。そして皆様からいただいた意見をまとめさせていただいて、その資料をお渡しすると共に第2回委員会でもご意見をいただきたいと思っております。9月末までには、ここでの議論を終わらせたいと思っておりますが、第2回目でも終わらない場合は、再度、ご意見を提出する機会を設けたいと思っております。出来れば9月末か10月の初めごろまでには、皆さんの意見をまとめた素案を正

副委員長と協議し整理していただき、市に提出してもらおうという運びでお願いしたいと思っています。

【鈴木委員長】

次第の方には確認事項として3つポイントを上げてあります。まずは基本計画策定までのスケジュールについて何か質問等ありますでしょうか。計画期間を8年にするという事です。この第2次人権教育・啓発基本計画は当然熊本市の全体の総合計画と整合させながら検討していくわけで、総合計画自体が8年という形で作られており、それと歩調を合わせるといふ事だと思ひます。

検討する項目としては、資料1の2ページから3ページにかけてです。これが現在の計画の柱建てとなっています。特に四角で囲った第3章から第5章について意見等々出していきたいとの要望であったと思ひます。もちろん第1章、第2章についても意見等々あれば当然出していきたいと結構ですが、基本的には資料1の四角で囲った3章、4章、5章、への意見を出していきたいという要望でした。スケジュールについては、本日の1回目後には持ち帰った資料に対する皆さんの意見を提出いただき、行政でまとめたものを第2回策定委員会前に渡してもらえということですので、第2回策定委員会で議論をまとめていく方向で検討していただきたいということでした。スケジュールを含めて今ご説明のあった論点について何か質問等ありますか。宜しいでしょうか。では次に市民意識調査の結果について、資料2に基づいて説明願ひます。

【事務局】

資料の2につきまして説明をします。前回中間見直しを行うために実施しました平成25年度市民意識調査から5年が経過し、第2次基本計画を策定するにあたり、経年変化を見るために市民意識調査を行いました。その結果大きな変化が見られたものや気になったものには、網掛けで表示をしていますが、その中からいくつか紹介いたします。

2ページ1、人権に関することについて、問2のどの人権問題に関心がありますかの問いで、今回一番多かったのが女性又は男女に関する事で52.5%、前は39.7%の四番目から12.8ポイント増えています。また4ページ2の女性の人権について、問8のあなたが人権上特に問題があると思ひのはどのようなことですかの問いで、今回一番多かったのが職場や学校などにおけるセクシュアルハラスメント、性的嫌がらせやマタニティハラスメントで59.1%、前は36.2%で三番目だったのが22.9ポイント増えてきております。さらに5ページ3の子どもの人権について問10で、子どもに関することあなたが人権上特に問題があると思ひのはどのようなものですかの問いで、親などが子どもに暴力を加えるなど虐待する事が今回2番目に多く49.8%、前は42.4%と3番目から7.4ポイント増えてきております。また6ページ4の高齢者の人権について問12の高齢者に関すること、あなたが人権上特に問題があると思ひのはどのようなことですかの問いで、今回一番多かったのが病院や福祉施設内において、劣悪な処遇や虐待が行われることで50.9%、前は42.7%で3番目でしたが8.2ポイント増えています。さらに

7ページ5障がい者の人権について、問14の人権上特に問題があると思うのはどのようなことですかの問いで、病院や福祉施設内において劣悪な待遇や虐待が行われている事が18.3%で、前回は11.2%から7.1ポイント増えてきています。また9ページ7の外国人の人権についてです。問19の外国人の人権を守る為あなたはどのようなことが必要だと思いますかの問いで、今回一番多かったのが外国語による情報提供を充実させることで30.4%、前回は25.0%の4番目から5.4ポイント増えていきます。また10ページ8のエイズ患者やHIV感染者の人権について問20のエイズ患者やエイズウイルス感染者に関する事であなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですかの問いで、今回一番多かったのが患者や感染者のプライバシーが守れないこと42.5%、前回の33.4%から9.1ポイント増えて、前回に引き続き関心の高さが表れております。

12ページ、10の犯罪被害者やその家族の人権について問24の犯罪被害者やその家族に関する事で、あなたが人権上特に問題があると思う事はどのようなことですかの問いで、今回一番多かったのがマスコミの取材や報道により私生活の平穏やプライバシーが保てなくなることで81.0%、前回の71.7%から9.3ポイント増え、前回に引き続き関心の高さが表れています。さらに13ページ11のインターネット上の人権について問26のインターネットに関する事で、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですかの問いで、今回一番多かったのが他人の誹謗中傷や差別的な表現など人権を侵害する情報をアップする事、出すことで77.2%、前回の65.0%から12.2ポイント増え、前回に引き続き関心の高さが表れております。また14ページ12のホームレスの人権について問28のホームレスに関する事で、あなたが人権上特に問題があると思う事はどのようなことですかの問いで、今回一番多かったのが就職することが難しく、経済的に自立した生活ができないことで51.7%、前回の50.8%から引き続き関心の高さが表れています。

15ページ13の性的少数者LGBTの人権について問30で性同一性障害や性的指向、性的少数者LGBTに関する事で、あなたが人権上特に問題があると思う事はどのようなことですかの問いで、今回一番多かったのが社会的理解が低く性的少数者を好奇な偏見の目で見ると58.9%、前回は45.0%で引き続き関心の高さが表れております。また19ページ17の市職員の対応状況について問40で、私たちが住んでいる熊本市は人権が尊重されている市であると思いますかの問いで、どちらかと言えばそう思わないが2.9%、前回の5.0%から2.1ポイント減少しており、少し良くなったようです。今回意識調査の経年変化を見ますと41の問いに対し約半数の20の問いで、今回も前回も1番2番と高い数字を示した項目が同じという結果から、市民が人権に対する意識はさほど変わっていないものの、女性又は男女に関することやセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、病院や福祉施設内において劣悪な処遇や虐待が行われている事が大きくジャンプアップしていることから、メディア等々において報道されることが影響しているのではないかというふうな結果が見られています。以上でございます。

【鈴木委員長】

計画等策定の基礎資料として市民の意識調査の結果を報告してもらいましたが、何かこれについてお尋ねや感想等ありますか。

【野口委員】

アンケートの取り方はどういう形でとられたのですか。

【事務局】

平成30年度の市民意識調査につきましては2000名の方を対象として実施しまして有効回答数が749票ということです。5年前に実施しました市民意識調査も無作為抽出で2000名の方にアンケートを実施しまして、その時は1010票の回答があり、それを基に提出したものです。

【鈴木委員長】

宜しいでしょうか。

【井上委員】

熊本市は人権が尊重されている市であると思いますかという回答で、どちらかというと思わないという回答が多かったようですが、他の自治体との比較できるような資料等はあるのでしょうか。

【事務局】

熊本市だけの調査をしております、他の市との比較は今のところやっております。次回の会議で分かる範囲で他都市における同様なアンケート調査があれば、時期的な相違はあると思いますが、分かる範囲で調べておきます。

【鈴木委員長】

アンケート調査も質問の選択肢によって、どちらとも言えないを入れるか入れないかで、かなりイメージが変わってきたりするので読み方が難しい面もあります。今回のアンケート調査を見た限りでは、世の中で問題になったような事件や話題が出てきています。ハラスメントについてはミートウーの運動があって、マタハラが話題になって注目度が高いなという印象を受けます。それから前回の調査と今回の調査の間では地震があり、その経験から、外国人の方々に対する情報提供が地震の時にかなり不足していたということがアンケートに反映されたのかなと思います。また、刑を終えた方や災害報道等に関してマスコミによるプライバシー侵害が言われたりし、益城町辺りでは避難所に取材お断りの張り紙を貼られたりといったことが影響しているのかもしれないなと思いました。

何かの議論の時にこういった数字も参考にさせていただいてご理解いただければと思います。それでは次第の3、第2次熊本市人権教育・啓発基本計画についての説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料3になります。第三章、第四章、第五章、その下に様々な人権問題に関する補足説明修正とありますが、この三章、四章、五章を中心に意見をいただくために、まず項

目を提示させてもらっています。どのような資料であるかを説明しますので議論の際に使っていただきたいと思います。

まず、インデックスに第三章と書いてあるところからの資料ですが、この見方はそれぞれ項目におきまして左側に現状の課題、市の取組、今後の方針ということで今の計画で記載されているものを黒で書いており、現時点で修正のあるものは赤で修正しております。それぞれの担当課が記載してあり、女性に関する問題のページでは男女共同参画課が修正を行うところですが、現在、並行して男女共同参画の基本計画を作成しております関係で修正があまり出来ていないという個別の現状もあります。裏面を見ていただきますと、それぞれの問題に対して法務省ではどのような書きぶりなのか、そして熊本県ではどのような書きぶりなのか、さらに参考として神戸市、福岡市の政令市の書きぶりをそれぞれの項目の中に記載しております。例えば外国人に関する問題を開いていただきますと、担当課は国際課となりますが、ここは平成30年の3月に国際方針を作り、それに基づいて事業を進めていますので、その分の書き込みでほとんど書き直されています。このように18の項目それぞれについて、現在において、市で書き直している部分は赤で修正して他都市の資料を付け加えさせていただきます。ただなかなか分かりづらいので、その概要版としてインデックスで資料3の次のページにA3の横の紙があると思います。これに18項目についてそれぞれどういう事が書いてあるのかの概要を整理して記載していますので、ご参考にしていただければと思います。もう少し深く知りたいというときは個別の項目を見ていただいて、色々考えていただければと思っています。例えばこれが4枚あるのですが3枚目、番号で行きますと12番インターネットに関する問題です。少しご紹介させていただきますと、インターネットに関する問題では現状と課題に、平成29年のインターネットの普及率83.5%もあります。特にスマートフォン等が普及し通話メール等のアプリケーションを使ったコミュニケーションも盛んになっています。半面、今までに考えられなかった事件、人権侵害迷惑行為が頻繁しています。例えば個人情報勝手にホームページに公開されたとか他人を誹謗中傷、名誉を傷つける情報を電子掲示板に掲載されるとか事件や事故の被害者加害者の実名や写真がブログに掲載されるなどの事案が発生しております。発信者に匿名性があること情報発信が容易であることから道徳感や罪悪感が軽薄になり、なかなかこの問題解決に至っていません。法務省では注意喚起、文部科学省では学校における教育事実を図るよう通知を出したりしています。インターネットの利用上の注意点や危険性、マナールール、推進会議の際に野口委員が言われたような話だろうと思いますが、学習機会を提供することが必要だという現状の中で、市の取組はこう行っています、今後の方針はこういうふうにやりますというような作りになっております。第三章の個別の課題についてはこのA3の資料を基にしながら少し踏み込んでいただければ理解が早まるのかなと思っています。そして赤のインデックス第四章、第五章ですが、まず第四章ですけれども、実施主体ごとの取り組みということで、2ページを開けていただきますと市役所や区役所がすべきこと、3ページには家庭に出来る事、地域に出来る事などがそのまま記載させていただいております。

少し修正が入っている部分もありますが、ここの最後は7ページのマスメディアに出来る事まで、それぞれこういうことが出来るのではないかということを書かせていただいております。第五章におきましては計画を推進するためには色々なところと連携を図らなければなりませんので、その部分がかかれてあります。9ページになりますが、先ほど少し話が出ました熊本市人権啓発市民協議会との協働した推進であるとか、その次は関係機関との連携ということで(2)人権擁護員との連携なども記載されています。あとは啓発の手法等がここに記載されています。これらの資料を通して少し議論をしていただければと思います。以上です。

【鈴木委員長】

かなり大量の資料ですが、この内容について議論していくこととなります。今いただいたばかりなので、なかなか具体的な意見というのも出てこないのかなと思いますが、次第のほうで検討項目の説明ということでポイントを書いていただいております。どういう柱建てをするかということだと思います。これについての説明をあと少し資料が残っていますので、まずは説明を宜しくをお願いします。

【事務局】

お手元の資料4、A3の横のものをご覧ください。熊本市の現計画においては18の課題があります。政令市又は国や県においては、この項目が記載してあるかどうかというのを整理した一覧表です。1番から17番までありますけれども、例えば熊本市の1番のところを見ていただきますと、18の項目が全部マルという事で、本編の方に書いてあります。4番目福岡市を見ていただきますと、アイヌの人々に関する問題というのは三角にしておりますけれども、この三角と言いますのは、個別の項目で表示しているのではなくて、まとまったところにアイヌの問題とか色々な問題がその他に存在しますというように、本編には書いていないけれどもその他というところに書いてあるという意味になります。×は書いていません。ここでいきますとハンセン病は記載されていないという見方になります。18番目の下にその他の項目という事で書いてありますけれども、他都市の多くには表現の仕方は別にしても個別の課題の他に様々な人権課題とか、その他の人権課題というような項目を1つ設けている市がこれだけありますよということを整理させていただいております。この表の結果を申し上げますと、この一覧表の下に書いてありますが、まず計画策定の状況ですが政令指定都市20市のうち基本計画を策定しているのは13市、策定していない都市は5市、札幌、仙台、千葉、静岡、広島は5市は策定していません。基本計画ではないのですが、②に書いてあります指針を策定している都市が大阪市と相模原市で、名前は違いますがものの大体同じような内容になっています。個別課題の記載状況というところで③のところを見ていただきますと、全ての都市で記載されている項目は8項目ありまして、女性、子ども、高齢者等そこに書かれている8項目です。記載が少ないのは今の課題であったら東日本の話、自死遺族の話、水俣病の記載というのが少ないというのが現状です。⑤の熊本市にない個別課題の項目としては、例えば北九州においては人身取引、京都市において

は職場とか横浜市においては職業差別とか、そういうものも個別に出ているものもあります。先ほど少し話しました⑥に書いてあります様々な人権課題の項目がある都市は17のうち13あります。そこにはアイヌの話であったりエイズの話であったりインターネットなどこういうものも他にもありますよとさらっと書いてあります。それ以外に(7)に記載されているものには女性の話とも絡む話ですがセクハラ、パワハラ、難病であるとか個人情報なども記載してある市もあります。こういう項目で良いのかという話を議論していただければと思います。資料5を見ていただきますと、熊本市には記載がないのですが他の多くの市にて様々な人権課題という記載されているものをいくつか出しています。例えばさいたま市においてはどのような書きぶりかということ、「現代の社会にはこれまでの人権問題の他、様々な人権に関わる問題が存在しています。」ということいくつか例を挙げています。ストーカー問題や個人情報の漏洩も例に挙げておりますけれども、要はこういう問題も他でもありますよという中に赤で書いてありますけれども、相互に絡み合って生じる場合もある他、新たに生起する場合があります。いずれにしても偏見に基づいた思い込みや先入観が無意識に差別意識を植え付けています。これらの事も踏まえて正しく理解し認識して、自分の身近な問題として捉えて差別や偏見の解消につとめて、差別のない明るい社会を形成して参りますというような書きぶりです。福岡市も大体同じような書きぶりで、赤の部分を読みますけれども市民にはあまり知られていないものや新たに人権問題として社会に認識されるものなど、人権問題は常に変化しています。そのため全ての人の人権を尊重する視点に立った教育啓発の取り組みが必要です。と言うような書きぶりで大体書いてあります。こういう項目が熊本市にはないというのが一つ現状にあります。裏面には他にどのようなふうなパワハラやセクハラという項目が入っていたりして、8番の京都市を見ていただきますと下線を引いておりますけれども、婚外子でありますとか一人親でありますとか12番の横浜市においては人身取引とか中区寿町という特定の周辺地域に対する偏見、非常に具体的な話を書いてあったりするものもあります。このようなその他の項目を書いてあるところもあります。最後に次のページのその他に書いてあります裏面を見ていただきますと、5月13日に熊本難病疾病団体協議会から要望書が出されています。1の所がうちに関係する話なのですが、今年度、計画を策定するという話をお聞きになって、本文に難病等を巡る人権をしっかりと明記して下さいという要望が出てきています。資料にありますように熊本県には若干ではありますが記載があるので、熊本市にも書いて下さいという要望です。その前のページになりますけれども熊本県においては感染症・難病等をめぐる人権問題という括りの中でアはHIVのことが書いてありますけれども、イで難病等を巡る人権という形で記載されています。先ほど障がいの話もありましたが、難病患者においては、外見上はあまり変化がなく全く健康な人と変わらない場合もあります。しかし外見上は普通に見えても症状等によって様々な生活上の制約などがあるので、差別や偏見を生まないよう理解を促進するために啓発をしてくださいというような主旨だと思います。以上で説明は終わります。

【鈴木委員長】

今の説明を受けてご議論いただきたいと思います。まず大枠の方からご意見賜りたいと思います。一つは今の計画にはない、「その他」を設けてはどうかという主旨を含んだご説明だったと思います。今の熊本市の基本計画の中の18項目の一番の上の見出しが、様々な人権問題というので女性から始まって書いてあります。他の都市がその他に当たるところがどのように記載されているのかが、資料5で説明されています。表現をどうするかは別に、今の基本計画だと18項目ですが、今回の検討で何本になるかはその後の議論ですけれども、色んな人権問題が起こってくるのに対応しなければいけません。熊本市でもいわゆるその他にあたる項目を一本立てて、そこで言及をしてはどうかということだと思います。これについてはいかがでしょうか？

【野口委員】

東日本の震災がありまして、これに対して風評被害というものがあります。例えば東京の熊本物産館あたりではやっぱり買うのは九州熊本のものをみたいな感じがあるのも事実です。東日本の問題も人ごとと思えません。熊本にいながらだけれども、東日本のことも考えていかなければならないと思います。

【鈴木委員長】

東日本は他都市でも上げているところはあったとは思いますが、原発も含めて。具体的に今は18ですけれども、ここをこうしたらどうか、これは加えた方がいいのではなどは、この後議論したいと思います。その他に関する項目を今回立てるということについて、まずご意見を出していただきたいと思います。私の印象だと細かに柱建てをしていっても、どうしてもカバーしきれないのが残るだろうと思います。だからそういったものもフォローしつつ、これに限らず人権問題についてはしっかりと取り組んでいくというのを最後に1つの項目として挙げるのは良いかなと思います。いかがでしょうか。(一同了承)ではその方向で、ネーミングについては工夫をしていただいて、場合によっては全体の見出しを工夫して、その他に当たる項目を「様々」にしても良いかなと思いますので、その方向で検討してください。そして野口委員から具体的に東日本の例をもって提案していただきましたけれども具体的に今の18項目これで良いのか、この際拾い上げて続けたほうが良いのかについて。ご意見いただきたいと思います。難病の記載についても具体的に要望書が出されておりますね。この他にも含めてご意見賜りたいと思います。難病についてはいかがでしょうか。

【植田委員】

難病の記載についてなんですけれども、エイズ関連 HIV 関連で問題になっているこの中に含めたほうが良いということなのか、新たに難病という項目を入れたほうが良いのかというところが分からないなと思っています。いずれにしても要望が出ているのであれば加えた方がいいかなとは思っています。

【鈴木委員長】

書き方扱いは、今少し議論が必要かなとは思っています。こういう形で出てきているという

のであれば、要望書を読んでもみましたが、これは直接持参されたものですか。

【事務局】

市の障がい保健福祉課の方に提出があったものです。障がい保健福祉課の方から本策定委員会の部分についての記載があったため、人権推進総室にこの要望書の写しをいただいたというような取り扱いです。

【鈴木委員長】

熊本県の文章を読んで難病に関わる人権の問題、要望書レベルだと熊本県には書いてありますというようなことだけでしたので。何らかの形で難病と人権についても取り上げて、どこかの柱に取り込むという方向性ということで宜しいでしょうか。そういうことで具体的な検討をしていただいて、全体のバランスとの関係もあろうかと思しますので宜しくお願いします。難病についてはそのようにさせていただきます。あと何か柱で建てそうなあるいは今日は色々な文章をいただいたので、すぐには分からないので、今後、説明する文章にはこういうことも入れていってほしいなということがあれば是非、出していただければと思います。先ほどのご指摘だと東日本は放射能絡みの偏見ということですかね。そういう意味では地震があったので災害と人権みたいな項目があっても良いのかもしれないなと思います。

【事務局】

今、A3の横の方には東日本大震災に関する問題というふうな書き方にしていますけれども、熊本地震もあっていきますし、先ほど野口委員が言われたような風評等によって発生する偏見などが出てきているという現状があると思いますので、災害に関する問題というふうな少し大きな枠に引き直して、熊本市も含めて書ければと思っています。個別の表の中には修正をさせていただいておりますけれども、放射能の事についてはまだ書いておりませんので、ご要望があった事を踏まえてまた整理したいと思います。

【鈴木委員長】

16を限定的に書くのではなくて、災害というので括った表現にしているということですよ。他いかがでしょうか。

【事務局】

18の項目については、身の回りにある人権課題だろうと思っていますが、アイヌの人々に関する人権への取り組みが、うちとしては冊子がありますが講演会や映画会を開催するときにおいて自由に見てくださいといった啓発の取り組みしかやっていません。熊本は当然取り上げるべき、例えば水俣病に関する問題が他都市においては取り上げが少なかったりします。ハンセン病も当然熊本市は取り上げなければいけません。アイヌは啓発自体が非常に少なく、北海道の問題だろうと思われていることもあるのだらうと思いますが、これを行政の内部で検討していくときに先ほどご意見いただいた「様々な課題」という欄を設けるのであれば、そこに入れてもいいのではないかという議論が出てくると思います。そこに関しまして、参考の為に少しご意見などをいただければ非常に助かるなと思います。

【鈴木委員長】

今、掲げているけれども一本で立てている項目で、という扱いでなくてもいいのではないかとことですよね。議論としてはあろうかと思います。アイヌについては中間見直しの時にも議論になりまして、アイヌの項目というのは熊本市の取り組みとしては事業としてはなかなかほとんどやってこなかったし、なかなか取り組むインセンティブを含めて見当たらないという議論をした覚えがあります。最終的には国の項目を参考にしたように記憶しています。取組ができていない、ありませんというのでもそれはそれで良いのではないかと、国で上げられている項目は最低限上げておきましょうということだったと思います。従来そのままいくのか、あるいは様々な人権問題の中の一つとして位置づけて表記をするのか、そこら辺の判断は難しいと思います。

【民長委員】

基本的なことかもしれないのですが、取り組みの1番から18番という順番付け、これは国の取り組みに合わせて付けられているものなのですか。なんとなく上から順番に重要度が高いような雰囲気に見えてしまいます。例えばアイヌの問題だと十何番とかにあったらそうなのかと見過ごしそうなのが、6番という位置にきていると、こうもって考えなければいけないのかなという気分になんかさせられてしまいます。

【事務局】

この順番ですが、国が定めております人権教育啓発に関する基本計画に沿った形で、熊本県の方も熊本市の方も同じような作りをさせていただいております。

【鈴木委員長】

これは以前の見直しの際にも議論になってですね、なかなか結論が出ません。そういう意味では国の基準に沿ったような記憶があります。アイヌはどうでしょうか。

【植田委員】

アイヌに対する取り組みというのは実は以前に配られた昨年の報告の中でやはり地域の中で格差が、北海道での話だと思うのですが、本当に議論に繋がっていたので、ひょっとしたら見直しがあるかもしれないと思っていました。無くなってしまうというのは良くないなので、最後のまとめのところで良いのであれば特に問題はないのかなと思います。地域性について重要視して書いていくのであれば大丈夫かなと思います。

【鈴木委員長】

具体的な取り扱いとか位置づけについても踏み込んだご意見いただきました。そういうことではいかがでしょうか。何も書かないということはできないと思いますし、人権の計画なので、例えば逆に北海道で水俣の事は書いておいた方が良いということですよね。やはり差別や人権侵害の一番の出発点はよく知らないということが、人権を侵害する土台のようになると思いますので。そういう意味ではこういう問題があるよというのはどこかに表明していくというのは掲げておくというのは大事なかなと思います。

【植田委員】

逆にアイヌの人々に関する問題は具体的にこういうのをした方が良いという事情をもっと書いた方が良くと思います。それが見えてこないということであれば逆に記載することが難しいというふうにも感じるのです。再考が必要かなと思います。

【鈴木委員長】

基本計画をどういう位置づけるかということで、基本、行政の計画は行政が主体となってまとめて市民みんなで実現していくわけであります。取組の実績がなかなか上がらないというのは計画としては一つ大きな柱よりも様々な人権の問題というところで位置づけておくのが一つの説明にはなるかと思えます。

【松岡委員】

僕はこのまま残しておいた方が良くと思います。なぜかと言うとこの計画の役目の一つが熊本市民への啓発と考えたら、何かでこれを目にした時にこういう人権問題があるのだなと、我々が忘れていたようなものを意識することができることを考えたら、啓発にはまずなるのではないかなと思います。少なくとも人権推進総室の方ではヒューマンライツシァターとかそういう中での取り上げは努力していらっしゃいますので、なかなか現実に講演会とかでの啓発は難しい問題はあるかもしれませんが、いろんな取組の中で、またどこかで大きな啓発が出来ることもあるのではないかと思います。そういう意味では無くすよりもあった方がよいかと思えますし、その他で入れてしまうと一般で見る人は全体も見なくて、その他はその他でしか見なくなってアイヌは消えてしまうような僕はそちらの方を気にします。

【野口委員】

私も今のご意見に賛成です。国内の事ですから知ることが大事だと思います。具体的に熊本でどう啓発するかは別の問題だと思います。一応残すことには賛成です。

【植田委員】

残すことに問題はないと思います。逆に分厚くなりすぎると読まなくなる、冊子が分厚くなり過ぎると逆に誰も目を通さなくなるという面もあると思います。書いてあっても全然問題ないと思います。

【鈴木委員長】

事務局と色々議論して出てきた話題ですけれども、今書いてあるものを他の所に配置換えするという事に対する若干の抵抗感があります。そういう意味では色々ご意見いただきましたけれども、現状維持で良いのではないかというご意見だったと思います。そういうのも含めてご検討をお願いします。他はいかがでしょうか。項目として立つかは分かりませんがハラスメントという項目を立てないと、これも色々な議論がなされ、セクハラ、マタハラ、モラルハラスメント、パワハラなど多岐にわたっています。私の職場（学校関係）でいうとアカデミックハラスメントものもあります。こうしたものをそれぞれの項目で入れ込んでいくより、横に繋がる一つの項目でまとまるのではないかとも思っています。ハラス

メントについては、他都市の記載はどのようなでしょう。

【事務局】

見た限りでは詳しくは書いていないのですが、もちろん女性の人権問題の所には書いてあるのですけれども、合わせて最後の様々な課題という中で羅列して書いてあるのが多いです。どうしても書き方が国の基本計画に合わせて書いてありますので、ハラスメントを誰が受けるのかという視点で女性とか小学生とか障がい者とかになっています。何をしてハラスメントになるのかというところまでは、そういう分類の仕方がされていませんので、書くとしたならば、個別に上げる分類というより、様々な最後の課題の中かなと思います。ただ鈴木委員が言われたように、女性だけの問題ではなくて色々な絡みの根幹になるものだろうと思っています。いつまでたってもこうした問題はなくなるので、やはり大きい問題だろうという認識は当然持っています。書きぶりをどうするのかということも含めて、この18の課題に並べて書くのが良いのかという点については考える必要があると思います。

【鈴木委員長】

他に何かありますか。今後いろいろ議論していくときに、こういった問題の配慮はどうですかとかお気付きのことあればお願いします。

4章、5章については基本的に引き継いでいくということで宜しいでしょうか。

人権協の方から何かご意見とかご要望はないのですか。

【事務局】

事務方としては一番の悩みは、今年のテーマを決めるのが大変です。あんまりたくさんやってもなかなか伝わらないというのがあります。今年はLGBTに少し主眼を置いてやろうかという目標を立てています。そういうふうなことで悩んでおります。

【植田委員】

細かい所ですけれども表記についてですが、女性に関する問題、子どもに関する問題と書いてあるんですけども、他都市では人権問題になっている。熊本市に関してはこのままで良いのかどうか、変えるなら人権問題に変えた方がすっきりして良いのかなと思います。

【鈴木委員長】

共通の問題の所、人権を入れた表記にした方が適切ではないかということですよ。それは良いのではないかと思います

【事務局】

確かに、そちらの方が分かり易いですね。

【松岡委員】

第3章の表題に「人権問題」と書いてあるからだろうと思いますが、今言われたようにそこだけ単独で読んだ時にはわかりにくい感じはありますね。

【鈴木委員長】

ではその辺の表現をご検討ください。

他にいかがでしょうか。他の都市では出てきていて、うちにはないという資料を示していただいておりますけれども。資料の4で上げていただいている下の方の①から⑧にありますが、⑦の一番下を書いてある表現をどうするかは別にして、人権は常に変化しているのだということはどこかにメッセージで入れると色んな応用が効いていくのかなと思います。現時点、ここで意見が出ないからといって、問題がないということはないと思います。たいへんなボリュームの資料ではございますが、持ち帰っていただいて色んなお気づきになった点、あるいはご要望ご意見を寄せていただきたいと思います。冒頭の説明にあったスケジュールを再度確認しますと、次の会議で実質的にここでの委員会としては議論を尽くすというふうな展開になるかと思います。意見の提出のメ切はいつまででしょうか。

【事務局】

資料の最後に意見提出用紙というのがあって8月16日までをお願いします。来週早々にメール用のデータをメールアドレスが分かっている委員にはお送り致します。

【鈴木委員長】

8月16日にご意見を上げていただくということです。そういう処理の仕方で宜しいでしょうか。最後、その他になにかあればどうぞ。

【松岡委員】

第四章の最後7ページのマスメディアに出来る事と書いてあるところですが、赤字に訂正線が分かりませんが線が入っているのと、黒文字は黒文字を消して、前のを消すという意味でしてあるのではないかなと思いますが、赤字が消してあるのがどういう意味か分かるようで分からないのですが。

【事務局】

黒にするつもりが、直し忘れております。申し訳ありませんでした。

【鈴木委員長】

皆様方のご意見を寄せていただくときに、この委員の構成はそれぞれの詳しい領域というのをお持ちの方もおられると思いますので、是非専門的な観点から関係する分野についてのご意見を入れまして、チェックをしていただいてご意見を寄せていただけたらと思います。宜しくお願い致します。他に何かないようでしたら、今日の議事はこれで締めさせていただきます。前の推進会議から引き続き長時間に渡ってありがとうございました。次回も長時間になると思いますので、宜しくお願い致します。多くのご意見を寄せていただきますようお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。ではマイクを事務局にお返しします。

【事務局】

長時間本当にありがとうございました。今日は第1回基本計画策定委員会を終わらせていただきます。次回8月28日、今日はお三方来られておりませんが、次回は全員

ご出席となる予定です。ご欠席の方にも後日説明をした上で、議論の方に参加していただくと思っております。宜しくお願い致します。今日は本当にありがとうございました。